

議案第 5 号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

第3条第1項第4号ア中「600円」を「800円」に改め、同号イ中「2,400円」を「3,200円」に改める。

第5条第1項第1号中「老人の当該年度分の市民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市民税とする。）が課されているとき。または、老人」を「老人が市民税世帯非課税者（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市民税とする。）でないとき又は老人」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第2号及び同項第2号の2中「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項」を「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項」に改め、同項第3号中「支給停止となる額以上であるとき」を「支給される額を超えるとき（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき）」に改め、同項第4号中「前号に規定する額以上であるとき」を「前号に規定する額を超えるとき」に改める。

第5条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児については、母子家庭の母、父子家庭の父、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であるとき。

第7条第1項中「高学年児又は母子家庭」を「こども、母子家庭」に改める。

第8条中「子ども又は母子家庭」を「子ども、母子家庭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号及び同項第2号の2の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、この条例の施行の際、現に改正前の加西市福祉医療費助成条例の助成対象者となる老人については、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、助成する医療費の範囲は、疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。
- 4 前項に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- 5 第3項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(審議資料)

兵庫県の福祉医療費助成事業の所得制限等が見直されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

○老人医療費助成事業

平成 26 年 7 月以降に 65 歳を迎える者について、低所得者Ⅰの自己負担割合を 1 割から 2 割に引き上げる。

		改正前	改正後 (H26 年 7 月～)
自己負担割合	低所得者Ⅰ	1 割	2 割
	低所得者Ⅱ	2 割	
負担限度額	低所得者Ⅰ	外来 8,000 円 入院 15,000 円	同左
	低所得者Ⅱ	外来 8,000 円 入院 24,600 円	外来 12,000 円 入院 35,400 円

○母子家庭等医療費助成事業

所得制限を見直し、児童扶養手当の全部支給の基準以下を対象とする。

ただし、子育て世代の支援の観点から、高校生については現行の所得制限（児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用）を適用する。

		改正前	改正後 (H26 年 7 月～)
所得制限		児童扶養手当（一部支給）の所得基準を準用	児童は児童扶養手当（一部支給）、母等は児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用
一部負担金	外来	1 医療機関あたり 1 日 600 円	1 医療機関あたり 1 日 800 円
	入院	1 割負担 負担限度額：月額 2,400 円	1 割負担 負担限度額：月額 3,200 円